

国民年金のお知らせ

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期限内に納めましょう！

(納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。)

国民年金保険料の納付が困難なときは・・・

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。役場または年金事務所にて申請することが出来ます。

保険料免除制度	申請が承認されると 保険料納付の全額又は一部(4分の3、2分の1、4分の1) が免除されます。 本人・配偶者・世帯主の前年所得を基に免除額を算定します。 ※一部免除の場合は、免除済の金額が記載された納付書が届きます。 未納の場合は免除扱いされなくなる為ご注意ください。
保険料納付猶予制度	本人が 50歳未満(平成28年6月までは、30歳未満) に限り 利用できる制度 で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、 <u>世帯主の前年所得にかかわらず承認</u> されます。
学生納付特例制度	本人が 学生であるときに限って利用できる制度 で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、 <u>配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認</u> されます。

★ 免除・納付猶予の申請がない状態で保険料が未納の場合、未納の月は**滞納**となり年金取得の資格年月に含まれなくなります。そのため、保険料の納付が困難な場合は、必ず免除・納付猶予の申請を行ってください。

○参考 老齢年金の受給資格期間…10年分(保険料納付+免除+納付猶予の計)

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

問い合わせ先

町民課年金係 ☎47-4681(直通)